

平成30年度介護報酬改定等説明会資料

【介護老人保健施設・(介護予防)短期入所療養介護】

1 平成30年度介護報酬改定の概要(案)

介護老人保健施設	1
(介護予防)短期入所療養介護	11

2 介護報酬の算定構造(案)

介護老人保健施設	17
短期入所療養介護	19
介護予防短期入所療養介護	20

3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

介護老人保健施設	21
短期入所療養介護	22
介護予防短期入所療養介護	23

(別冊)基準省令に関する通知(案) (介護報酬の解釈 指定基準編「通称:赤本」右側の解釈通知の改正案)

介護老人保健施設	
短期入所療養介護	
介護予防短期入所療養介護	

(別冊)報酬告示に関する通知(案) (介護報酬の解釈 単位数量編「通称:青本」右側の留意事項の改正案)

介護老人保健施設	
短期入所療養介護	
介護予防短期入所療養介護	

はじめに

- 平成30年度介護報酬改定等の内容は、今後、厚生労働省より省令・告示・通知等で正式に示されることとなります。本日は、その概要(案)を説明します。詳細については、省令・告示・通知等を御参照ください。
- 資料は、平成30年1月26日に開催された「第158回 社会保障審議会給付費分科会」の資料のうち各サービスに係るページを抜粋しています(平成30年3月6日に開催された「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料と同様の内容であると確認済み)。
 なお、別冊については、厚生労働省老健局老人保健課より、平成30年3月7日付け事務連絡で送付された「抜粋、現時点版」を掲載しています。
- 正式な省令・告示・通知等は、厚生労働省の通知発出後に以下のホームページに掲載予定です。また、新たにQ&A等が発出された場合も、同じく掲載予定ですので、随時、更新内容の確認をお願いします。

熊本県HP※>健康・福祉>介護>介護サービス事業所>報酬改定
 ※熊本県HP <http://www.pref.kumamoto.jp/>

平成30年3月
熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課
熊本市健康福祉局福祉部高齢介護福祉課

21. 介護老人保健施設

218

21. 介護老人保健施設

改定事項	
①在宅復帰・在宅療養支援機能に対する評価	⑨栄養マネジメント加算の要件緩和
②介護療養型老人保健施設の基本報酬等	⑩栄養改善の取組の推進
③かかりつけ医との連携	⑪入院先医療機関との間の栄養管理に関する連携
④入所者への医療の提供	⑫身体的拘束等の適正化
⑤排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の創設	⑬介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換の取扱い
⑥褥瘡の発生予防のための管理に対する評価	⑭療養食加算の見直し
⑦外泊時に在宅サービスを利用したときの費用の取扱い	⑮介護職員処遇改善加算の見直し
⑧口腔衛生管理の充実	⑯居室とケア

219

21. 介護老人保健施設 ①在宅復帰・在宅療養支援機能に対する評価

概要

- 平成29年の制度改正で、介護老人保健施設の役割が在宅復帰・在宅療養支援であることがより明確にされたことを踏まえ、この機能を更に推進する観点から、報酬体系の見直しを行う。
- ア 従来型の基本報酬については、一定の在宅復帰・在宅療養支援機能を有するものを基本型として評価することとし、メリハリをつけた評価とする。
- イ 在宅復帰・在宅療養支援機能については、現在、在宅復帰率、ベッド回転率、退所後の状況確認等の指標を用いて評価しているが、これらに加え、入所後の取組みやリハビリテーション専門職の配置等の指標も用いることで更にきめ細かい評価ができるようにする。
- ウ 現行の在宅強化型よりも在宅復帰・在宅療養支援をより進めている施設については、更に評価することとする。
- エ 併せて、退所前訪問指導加算、退所後訪問指導加算、退所時指導加算については、介護老人保健施設の退所時に必要な取組みとして、基本報酬に包括化する。
- オ ただし、退所時指導加算のうち試行的な退所に係るものについては、利用者ごとのニーズによって対応が異なることから、試行的退所時指導加算として、評価を継続することとする。

単位数

- 基本報酬について（多床室の場合）（単位／日）

	（現行）	
	在宅強化型	従来型
要介護1	812	768
要介護2	886	816
要介護3	948	877
要介護4	1,004	928
要介護5	1,059	981

→

（改定後）		
在宅強化型	基本型	その他（新設）
818	771	756
892	819	803
954	880	862
1,010	931	912
1,065	984	964

- 在宅復帰在宅療養支援機能加算について

<現行>

在宅復帰在宅療養支援機能加算 27単位／日 →

<改定後>

在宅復帰在宅療養支援機能加算（Ⅰ）34単位／日（基本型のみ）

在宅復帰在宅療養支援機能加算（Ⅱ）46単位／日（在宅強化型のみ）

220

21. 介護老人保健施設 ①在宅復帰・在宅療養支援機能に対する評価（続き）

算定要件等

<現行>

在宅強化型

- ・在宅復帰率：50%超
- ・退所後の状況確認：要件あり
- ・ベッド回転率：10%以上
- ・重度者割合：要件あり
- ・リハ専門職：要件あり

→

<改定後>

在宅強化型

- ・在宅復帰・在宅療養支援等指標※：60以上
- ・リハビリテーションマネジメント：要件あり
- ・退所時指導等：要件あり
- ・地域貢献活動：要件あり
- ・充実したリハ：要件あり

従来型

- ・上記の要件を満たさないもの

→

基本型

- ・在宅復帰・在宅療養支援等指標※：20以上
- ・リハビリテーションマネジメント：要件あり
- ・退所時指導等：要件あり
- ・地域貢献活動：要件なし
- ・充実したリハ：要件なし

その他

- ・上記の要件を満たさないもの

※在宅復帰・在宅療養支援等指標：10の評価項目（在宅復帰率、ベッド回転率、入所前後訪問指導割合、退所前後訪問指導割合、居宅サービスの実施数、リハ専門職の配置割合、支援相談員の配置割合、要介護4又は5の割合、喀痰吸引の実施割合、経管栄養の実施割合）について、各項目に応じた値を足し合わせた値（最高値：90）

例) 在宅復帰率の評価に応じた値：在宅復帰率が50%超で20、30%超で10、30%以下で0
ベッド回転率の評価に応じた値：ベッド回転率が10%以上で20、5%以上で10、5%未満で0

221

21. 介護老人保健施設 ①在宅復帰・在宅療養支援機能に対する評価 (続き)

算定要件等

	超強化型 在宅復帰・在宅療養支 援機能加算(Ⅱ)	在宅強化型	加算型 在宅復帰・在宅療養支 援機能加算(Ⅰ)	基本型	その他型 (左記以外)
在宅復帰・在宅療養支援等指標(最高値:90)	70以上	60以上	40以上	20以上	
退所時指導等	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	左記の要件 を満たさない
リハビリテーションマネジメント	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	
地域貢献活動	要件あり	要件あり	要件あり	要件なし	
充実したリハ	要件あり	要件あり	要件なし	要件なし	

在宅復帰・在宅療養支援等指標 :

下記評価項目(①～⑩)について、項目に応じた値を足し合わせた値
(最高値:90)

①在宅復帰率	50%超 20	30%超 10	30%以下 0	
②ベッド回転率	10%以上 20	5%以上 10	5%未満 0	
③入所前後訪問指導割合	30%以上 10	10%以上 5	10%未満 0	
④退所前後訪問指導割合	30%以上 10	10%以上 5	10%未満 0	
⑤居宅サービスの実施数	3サービス 5	2サービス 3	1サービス 2	0サービス 0
⑥リハ専門職の配置割合	5以上 5	3以上 3	3未満 0	
⑦支援相談員の配置割合	3以上 5	2以上 3	2未満 0	
⑧要介護4又は5の割合	50%以上 5	35%以上 3	35%未満 0	
⑨喀痰吸引の実施割合	10%以上 5	5%以上 3	5%未満 0	
⑩経管栄養の実施割合	10%以上 5	5%以上 3	5%未満 0	

評価項目

算定要件

退所時指導等

a: 退所時指導

入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行っていること。

b: 退所後の状況確認

入所者の退所後30日※以内に、その居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅における生活が1月※以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。

リハビリテーションマネジメント

入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。

地域貢献活動

地域に貢献する活動を行っていること。

充実したリハ

少なくとも週3回程度以上のリハビリテーションを実施していること。

※要介護4・5については、2週間。

222

21. 介護老人保健施設 ②介護療養型老人保健施設の基本報酬等

概要

- 介護医療院と介護療養型老人保健施設では重なった機能があることや、報酬体系の簡素化の観点から、「療養型」及び「療養強化型」の報酬を「療養型」に一元化する。
ただし、「療養強化型」で評価されていた一定の医療処置及び重度者要件については、質の高いケアを評価する観点から、療養体制維持特別加算において別に評価するとともに、当該加算の期限をなくすこととする。

単位数

- 介護療養型老人保健施設の基本報酬について(多床室の場合)(単位/日)

	(現行)		(改定後)	
	療養強化型	療養型	(削除)	療養型
要介護1	800	800	—	800
要介護2	882	882	—	882
要介護3	1,063	996	—	996
要介護4	1,138	1,071	—	1,071
要介護5	1,213	1,145	—	1,145

- 療養体制維持特別加算について

<現行>

療養体制維持特別加算 27単位/日

<改定後>

→ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) 27単位/日

療養体制維持特別加算(Ⅱ) 57単位/日(新設)

算定要件等

- 療養体制維持特別加算(Ⅱ)

入所者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者が20%以上及び著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の割合が50%以上

※ 療養体制維持特別加算(Ⅰ)との併算可

223

21. 介護老人保健施設 ③かかりつけ医との連携

概要

- 多剤投薬されている入所者の処方方針を介護老人保健施設の医師とかかりつけ医が事前に合意し、その処方方針に従って減薬する取組みについて、診療報酬改定における対応を鑑みながら、必要に応じて評価することとする。

単位数

<現行> なし ⇒ <改定後> かかりつけ医連携薬剤調整加算 125単位/日（新設）

算定要件等

- かかりつけ医連携薬剤調整加算
次に掲げるいずれの基準にも適合する入所者に対し、当該入所者に処方する内服薬の減少について退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に報告し、その内容を診療録に記載した場合は、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に加算する。
- イ 6種類以上の内服薬が処方されており、当該処方の内容を介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、総合的に評価及び調整し、当該入所者に処方する内服薬を減少させることについて当該介護老人保健施設の医師と当該主治の医師が合意している者
- ロ 当該合意された内容に基づき、介護老人保健施設の医師が、当該入所者に処方する内服薬について、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べ1種類以上減少させた者
- ハ 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少している者

224

21. 介護老人保健施設 ④入所者への医療の提供

概要

- 所定疾患施設療養費について、介護老人保健施設で行うことができない専門的な検査が必要な場合には医療機関と連携する等、診断プロセスに係る手間に応じた評価とする。
- 併せて、専門的な診断等のために医療機関に1週間以内の短期間入院を行う入所者であっても、制度上は退所として扱われるが、介護老人保健施設で行われる医療として必要なものであることから、在宅復帰率等の算定に際し配慮することとする。

単位数

<現行> 所定疾患施設療養費 305単位/日 ⇒ <改定後> 所定疾患施設療養費（Ⅰ） 235単位/日
所定疾患施設療養費（Ⅱ） 475単位/日（新設）

算定要件等

- <現行> ⇒ <改定後>
- ① 診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。 ⇒ 所定疾患施設療養費（Ⅰ） 同左
 - ② 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。 ⇒ 所定疾患施設療養費（Ⅱ）
 - ① 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。（協力医療機関等と連携して行った検査等を含む。）
 - ② 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
 - ③ 医師が感染症対策に関する研修を受講していること。
- ※ 介護給付費明細書の摘要欄に診療内容を記載することも必要となる。

225

21. 介護老人保健施設 ⑤排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の創設

概要

- 排泄障害等のため、排泄に介護を要する特別養護老人ホーム等の入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合の新たな評価を設ける。

単位数

<現行> なし ⇒ <改定後> 排せつ支援加算 100単位/月（新設）

算定要件等

- 排泄に介護を要する利用者（※1）のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できる（※2）と医師、または適宜医師と連携した看護師（※3）が判断し、利用者もそれを希望する場合、多職種が排泄にかかる各種ガイドライン等を参考として、
- ・排泄に介護を要する原因等についての分析
 - ・分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を実施することについて、一定期間、高い評価を行う。
- （※1）要介護認定調査の「排尿」または「排便」が「一部介助」または「全介助」である場合等。
 （※2）要介護認定調査の「排尿」または「排便」の項目が「全介助」から「一部介助」以上に、または「一部介助」から「見守り等」以上に改善することを目安とする。
 （※3）看護師が判断する場合は、当該判断について事前又は事後の医師への報告を要することとし、利用者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は、事前の医師への相談を要することとする。

226

21. 介護老人保健施設 ⑥褥瘡の発生予防のための管理に対する評価

概要

- 入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに対し新たな評価を設ける。

単位数

<現行> なし ⇒ <改定後> 褥瘡マネジメント加算 10単位/月（新設）
※3月に1回を限度とする

算定要件等

- ① 入所者全員に対する要件
 入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、「介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業」において明らかになったモニタリング指標を用いて、施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果を提出すること。
- ② ①の評価の結果、褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた入所者に対する要件
- ・関連職種の者が共同して、入所者ごとに褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成すること。
 - ・褥瘡ケア計画に基づき、入所者ごとに褥瘡管理を実施すること。
 - ・①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、褥瘡ケア計画を見直すこと。

227

21. 介護老人保健施設 ⑨栄養マネジメント加算の要件緩和

概要

- 栄養マネジメント加算の要件を緩和し、常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の他の介護保険施設（1施設に限る。）との兼務の場合にも算定を認めることとする。【通知改正】

単位数

栄養マネジメント加算	<現行> 14単位/日	⇒	<改定後> 変更なし
------------	----------------	---	---------------

算定要件等

- 常勤の管理栄養士1名以上の配置に関する要件について、同一敷地内の介護保険施設（1施設に限る。）との栄養ケア・マネジメントの兼務の場合にも算定を認めることとする。

230

21. 介護老人保健施設 ⑩栄養改善の取組の推進

概要

- 低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行うなど、低栄養リスクの改善に関する新たな評価を創設する。

単位数

<現行> なし	⇒	<改定後> 低栄養リスク改善加算 300単位/月（新設）
------------	---	---------------------------------

算定要件等

- 栄養マネジメント加算を算定している施設であること
- 経口移行加算・経口維持加算を算定していない入所者であること
- 低栄養リスクが「高」の入所者であること
- 新規入所時又は再入所時のみ算定可能とすること
- 月1回以上、多職種が共同して入所者の栄養管理をするための会議を行い、低栄養状態を改善するための特別な栄養管理の方法等を示した栄養ケア計画を作成すること（作成した栄養ケア計画は月1回以上見直すこと）。また当該計画については、特別な管理の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること
- 作成した栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等は対象となる入所者に対し食事の観察を週5回以上行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事・栄養調整等を行うこと
- 当該入所者又はその家族の求めに応じ、栄養管理の進捗の説明や栄養食事相談等を適宜行うこと。
- 入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して6か月以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として算定しないこと。

231

21. 介護老人保健施設 ⑪入院先医療機関との間の栄養管理に関する連携

概要

- 介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合の評価を創設する。

単位数

<現行> なし	⇒	<改定後> 再入所時栄養連携加算 400単位/回（新設）
------------	---	---------------------------------

算定要件等

- 介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の新規導入）であって、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険施設へ再入所した場合に、1回に限り算定できること。
- 栄養マネジメント加算を算定していること。

232

21. 介護老人保健施設 ⑫身体的拘束等の適正化

概要

- 身体拘束廃止未実施減算について、運営基準と減算幅を見直す。

単位数

<現行> 身体拘束廃止未実施減算 5単位/日減算	⇒	<改定後> 10%/日減算
-----------------------------	---	------------------

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

233

21. 介護老人保健施設 ⑬介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換の取扱い

概要

- ア 基準の緩和等
 介護療養型老人保健施設から介護医療院に転換する場合について、療養室の床面積や廊下幅等の基準緩和等、現行の介護療養型老人保健施設が転換するにあたり配慮が必要な事項については、基準の緩和等を行うこととする。
 その際、転換前の介護療養型医療施設又は医療療養病床では有していたが、転換の際に一部撤去している可能性がある設備等については、サービスに支障の無い範囲で配慮を行うこととする。【省令改正】
- イ 転換後の加算
 介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換後、転換前後におけるサービスの変更内容を利用者及びその家族や地域住民等に丁寧に説明する等の取組みについて、最初に転換した時期を起算日として、1年間に限り算定可能な加算を創設する。ただし、当該加算については介護医療院の認知度が高まると考えられる平成33年3月末までの期限を設ける。

基準

- (例) 療養室の床面積：大規模改修するまでの間、床面積を6.4㎡/人以上で可とする。(基準は8.0㎡/人以上)
 廊下幅(中廊下)：大規模改修するまでの間、廊下幅(中廊下)を、1.2(1.6)m以上(内法)で可とする。
 直通階段・エレベーター設置基準：大規模改修するまでの間、屋内の直通階段を2以上で転換可能とする。

単位数

<現行> なし → <改定後> 移行定着支援加算 93単位/日(新設)

算定要件等

- 介護療養型医療施設、医療療養病床又は介護療養型老人保健施設から転換した介護医療院である場合
- 転換を行って介護医療院を開設した等の旨を地域の住民に周知するとともに、当該介護医療院の入所者やその家族等への説明に取り組んでいること。
- 入所者及びその家族等と地域住民等との交流が可能となるよう、地域の行事や活動等に積極的に関与していること。

234

21. 介護老人保健施設 ⑭療養食加算の見直し

概要

- 療養食加算について、1日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価とする。

単位数

療養食加算 <現行> 18単位/日 ⇒ <改定後> 6単位/回

235

21. 介護老人保健施設 ⑮介護職員処遇改善加算の見直し

概要

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点で踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

算定要件等

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（※）までの間に限り算定することとする。
- ※ 平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

（参考）介護職員処遇改善加算の区分

	<p>加算(Ⅰ) (月額3万7千円相当)</p>	<p>加算(Ⅱ) (月額2万7千円相当)</p>	<p>加算(Ⅲ) (月額1万5千円相当)</p>	<p>加算(Ⅳ) (加算(Ⅲ)×0.9)</p>	<p>加算(Ⅴ) (加算(Ⅲ)×0.8)</p>
算定要件	<p>キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ及びⅢ + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)</p>	<p>キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)</p>	<p>キャリアパス要件Ⅰ又はⅡ + 職場環境等要件を満たす</p>	<p>キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件 のいずれかを満たす</p>	<p>キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件 のいずれも満たさず</p>

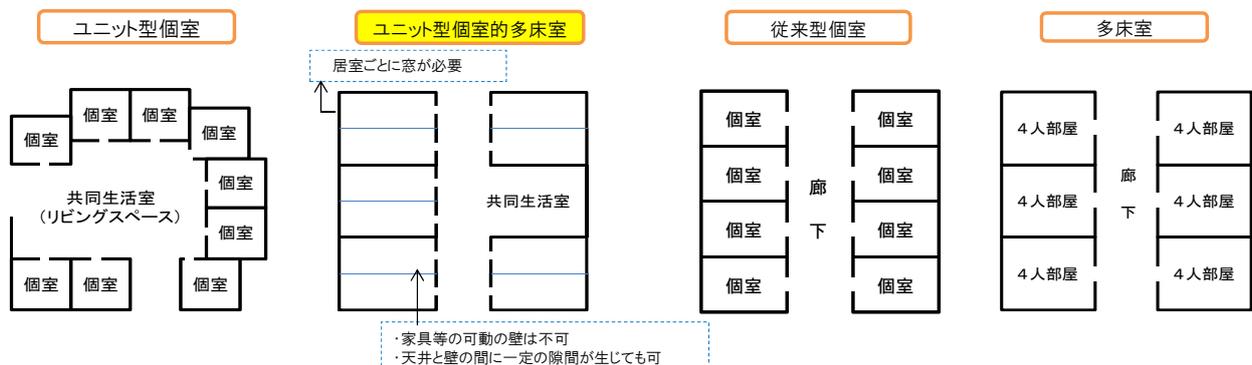
(注)「キャリアパス要件Ⅰ」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
「キャリアパス要件Ⅱ」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
「キャリアパス要件Ⅲ」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期昇給を判定する仕組みを設けること
「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること
※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

236

21. 介護老人保健施設 ⑯居室とケア

概要

- ユニット型準個室について、実態を踏まえ、その名称を「ユニット型個室的多床室」に変更する。



237

13. 短期入所療養介護

122

13. 短期入所療養介護

改定事項
①認知症専門ケア加算の創設
②介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護
③介護療養型老人保健施設が提供する短期入所療養介護
④有床診療所等が提供する短期入所療養介護
⑤介護医療院が提供する短期入所療養介護
⑥療養食加算の見直し
⑦介護職員処遇改善加算の見直し
⑧居室とケア

123

13. 短期入所療養介護 ①認知症専門ケア加算の創設

概要 ※介護予防短期入所療養介護を含む

- どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、介護老人福祉施設や介護老人保健施設に設けられている認知症専門ケア加算について、短期入所療養介護にも創設する。

単位数

<現行> なし	⇒	<改定後> 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日
------------	---	---

算定要件等

- 認知症専門ケア加算(Ⅰ)
- 施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。
 - 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
- 加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合すること。
 - 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

124

13. 短期入所療養介護 ②介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護

概要 ※介護予防短期入所療養介護を含む

- 平成29年の制度改正で、介護老人保健施設の役割が在宅復帰・在宅療養支援であることがより明確にされたことを踏まえ、この機能を更に推進する観点から、報酬体系の見直しを行う。
- ア 従来型の基本報酬については、一定の在宅復帰・在宅療養支援機能を有するものを基本型として評価することとし、メリハリをつけた評価とする。
- イ 在宅復帰・在宅療養支援機能については、現在、在宅復帰率、ベッド回転率、退所後の状況確認等の指標を用いて評価しているが、これらに加え、入所後の取組みやリハビリテーション専門職の配置等の指標も用いることで更にきめ細かい評価ができるようにする。
- ウ 現行の在宅強化型よりも在宅復帰・在宅療養支援をより進めている施設については、更に評価することとする。

単位数

基本報酬（多床室の場合）（単位/日）

	（現行）		→	（改定後）		
	在宅強化型	従来型		在宅強化型	基本型	その他（新設）
要介護1	867	823		873	826	811
要介護2	941	871		947	874	858
要介護3	1,003	932		1,009	935	917
要介護4	1,059	983		1,065	986	967
要介護5	1,114	1,036		1,120	1,039	1,019

算定要件等

- 施設サービス（介護保健施設サービス費）の算定要件に準ずる。

125

13. 短期入所療養介護 ③介護療養型老人保健施設が提供する短期入所療養介護

概要 ※介護予防短期入所療養介護を含む

- 介護医療院と介護療養型老人保健施設では重なった機能があることや、報酬体系の簡素化の観点から「療養型」及び「療養強化型」の報酬を「療養型」に一元化する。
ただし、「療養強化型」で評価されていた一定の医療処置及び重度者要件については、質の高いケアを評価する観点から、療養体制維持特別加算において別に評価するとともに、当該加算の期限をなくすこととする。

単位数

- 基本報酬(多床室の場合)(単位/日)

	(現行)		→	(改定後)	
	療養強化型	療養型		(削除)	療養型
要介護1	855	855		-	855
要介護2	937	937		-	937
要介護3	1,118	1,051		-	1,051
要介護4	1,193	1,126		-	1,126
要介護5	1,268	1,200		-	1,200

- 療養体制維持特別加算について
<現行>

療養体制維持特別加算 27単位/日

<改定後>

療養体制維持特別加算(Ⅰ) 27単位/日

療養体制維持特別加算(Ⅱ) 57単位/日(新設)

算定要件等

- 療養体制維持特別加算(Ⅱ)
入所者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者が20%以上及び著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の割合が50%以上

※ 療養体制維持特別加算(Ⅰ)との併算定可

126

13. 短期入所療養介護 ④有床診療所等が提供する短期入所療養介護

概要 ※介護予防短期入所療養介護を含む

- 医療ニーズが高い要介護者への支援としてサービス供給量を増やすとともに、地域の医療資源を有効活用する観点から、有床診療所等の短期入所療養介護への参入を進めることとし、以下の見直しを行う。
ア 療養病床を有する病院又は診療所については、短期入所療養介護の基準を全て満たしていることから、当該サービスのみなし指定とする。【省令改正】
イ 一般病床の有床診療所については、「食堂」が医療法上の施設基準とされていないが、サービスの実態を踏まえ、一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を提供する場合は、食堂に関する基準を緩和する。【省令改正】
ただし、食堂を有する事業所との間で報酬上のメリハリをつけることとする。

基準

- 診療所(療養病床を有するものを除く。)においては、以下の要件を満たすこと。

<現行>

イ 床面積は利用者1人につき6.4㎡とすること

ロ 食堂及び浴室を有すること

ハ 機能訓練を行うための場所を有すること

<改定後>

イ 床面積は利用者1人につき6.4㎡とすること

ロ 浴室を有すること

ハ 機能訓練を行うための場所を有すること

単位数

<現行>

なし

<改定後>

食堂を有しない場合の減算 25単位/日(新設)

算定要件等

- 食堂を有していないこと。

127

13. 短期入所療養介護 ⑤介護医療院が提供する短期入所療養介護

概要 ※介護予防短期入所療養介護を含む

短期入所療養介護については、介護療養型医療施設が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても提供することを可能とする。

単位数

○ 基本報酬(多床室の場合)(単位/日)

	(新設)					
	I型療養床			II型療養床		
	I型介護医療院サービス費(I) (療養機能強化型A相当) (看護6:1介護4:1)	I型介護医療院サービス費(II) (療養機能強化型B相当) (看護6:1介護4:1)	I型介護医療院サービス費(III) (療養機能強化型B相当) (看護6:1介護5:1)	II型介護医療院サービス費(I) (転換老健相当) (看護6:1介護4:1)	II型介護医療院サービス費(II) (転換老健相当) (看護6:1介護5:1)	II型介護医療院サービス費(III) (転換老健相当) (看護6:1介護6:1)
要介護1	853	841	825	808	792	781
要介護2	961	948	932	902	886	875
要介護3	1,194	1,177	1,161	1,106	1,090	1,079
要介護4	1,293	1,274	1,258	1,193	1,177	1,166
要介護5	1,382	1,362	1,346	1,271	1,255	1,244

※療養室等の療養環境の基準を満たさない場合には25単位を減算する。

算定要件等

○ 施設サービス(介護医療院サービス費)の算定要件等に準ずる。

128

13. 短期入所療養介護 ⑥療養食加算の見直し

概要 ※介護予防短期入所療養介護を含む

○ 療養食加算について、1日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価とする。

単位数

療養食加算 <現行> 23単位/日 ⇒ <改定後> 8単位/回

129

13. 短期入所療養介護 ⑦介護職員処遇改善加算の見直し

概要

※介護予防短期入所療養介護を含む

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点で踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

算定要件等

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（※）までの間に限り算定することとする。
- ※ 平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

(参考)介護職員処遇改善加算の区分

	<p>加算(Ⅰ) (月額3万7千円相当)</p>	<p>加算(Ⅱ) (月額2万7千円相当)</p>	<p>加算(Ⅲ) (月額1万5千円相当)</p>	<p>加算(Ⅳ) (加算(Ⅲ)×0.9)</p>	<p>加算(Ⅴ) (加算(Ⅲ)×0.8)</p>
算定要件	<p>キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ及びⅢ + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)</p>	<p>キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)</p>	<p>キャリアパス要件Ⅰ又はⅡ + 職場環境等要件を満たす</p>	<p>キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件 のいずれかを満たす</p>	<p>キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件 のいずれも満たさず</p>

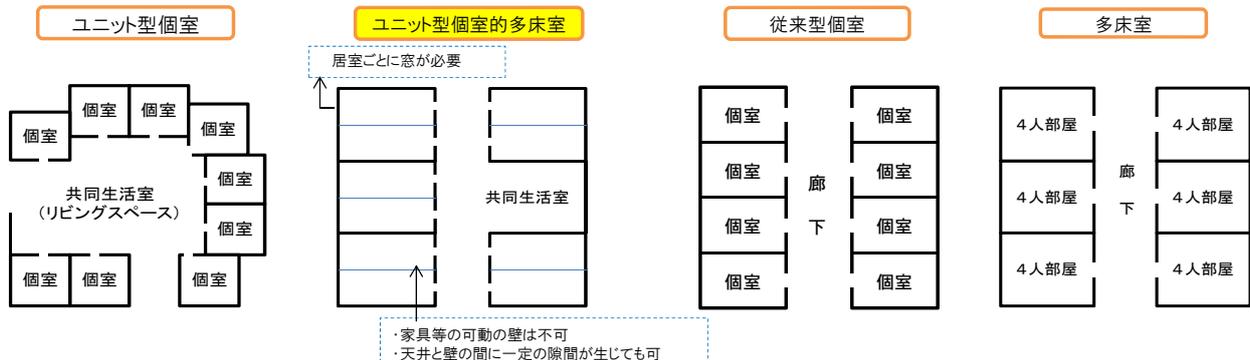
(注)「キャリアパス要件Ⅰ」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
「キャリアパス要件Ⅱ」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
「キャリアパス要件Ⅲ」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期昇給を判定する仕組みを設けること
「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること
※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

130

13. 短期入所療養介護 ⑧居室とケア

概要

- ユニット型準個室について、実態を踏まえ、その名称を「ユニット型個室的多床室」に変更する。



131

介護報酬の算定構造（案）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（案）

介護報酬の算定構造 (案)

2 介護保健施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注																
		夜勤を行う職員が勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束廃止未実施加算	夜勤職員配置加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	若年性認知症入所者受入加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)													
イ 介護保健施設サービス費(1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス費(i) ＜従来型個室＞【基本型】	要介護1 (698 単位)	要介護2 (743 単位)	要介護3 (804 単位)	要介護4 (856 単位)	要介護5 (907 単位)	要介護1 (739 単位)	要介護2 (810 単位)	要介護3 (872 単位)	要介護4 (928 単位)	要介護5 (983 単位)	要介護1 (771 単位)	要介護2 (819 単位)	要介護3 (880 単位)	要介護4 (931 単位)	要介護5 (984 単位)	要介護1 (818 単位)	要介護2 (892 単位)	要介護3 (954 単位)	要介護4 (1,010 単位)	要介護5 (1,065 単位)	1日につき +34単位			
		(二) 介護保健施設サービス費(ii) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要介護1 (739 単位)	要介護2 (810 単位)	要介護3 (872 単位)	要介護4 (928 単位)	要介護5 (983 単位)	要介護1 (771 単位)	要介護2 (819 単位)	要介護3 (880 単位)	要介護4 (931 単位)	要介護5 (984 単位)	要介護1 (818 単位)	要介護2 (892 単位)	要介護3 (954 単位)	要介護4 (1,010 単位)	要介護5 (1,065 単位)	1日につき +46単位								
		(三) 介護保健施設サービス費(iii) ＜多床室＞【基本型】	要介護1 (771 単位)	要介護2 (819 単位)	要介護3 (880 単位)	要介護4 (931 単位)	要介護5 (984 単位)	要介護1 (818 単位)	要介護2 (892 単位)	要介護3 (954 単位)	要介護4 (1,010 単位)	要介護5 (1,065 単位)	1日につき +34単位													
		(四) 介護保健施設サービス費(iv) ＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1 (818 単位)	要介護2 (892 単位)	要介護3 (954 単位)	要介護4 (1,010 単位)	要介護5 (1,065 単位)	1日につき +46単位																		
	(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜療養型老健: 看護職員を配置＞	(一) 介護保健施設サービス費(i) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 (723 単位)	要介護2 (804 単位)	要介護3 (917 単位)	要介護4 (993 単位)	要介護5 (1,067 単位)	要介護1 (800 単位)	要介護2 (882 単位)	要介護3 (996 単位)	要介護4 (1,071 単位)	要介護5 (1,145 単位)	1日につき +240単位													
		(二) 介護保健施設サービス費(ii) ＜多床室＞【療養型】	要介護1 (800 単位)	要介護2 (882 単位)	要介護3 (996 単位)	要介護4 (1,071 単位)	要介護5 (1,145 単位)	1日につき +76単位																		
	(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜療養型老健: 看護オンコール体制＞	(一) 介護保健施設サービス費(i) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 (723 単位)	要介護2 (798 単位)	要介護3 (891 単位)	要介護4 (966 単位)	要介護5 (1,040 単位)	要介護1 (800 単位)	要介護2 (876 単位)	要介護3 (969 単位)	要介護4 (1,043 単位)	要介護5 (1,118 単位)	1日につき +240単位													
		(二) 介護保健施設サービス費(ii) ＜多床室＞【療養型】	要介護1 (800 単位)	要介護2 (876 単位)	要介護3 (969 単位)	要介護4 (1,043 単位)	要介護5 (1,118 単位)	1日につき +76単位																		
	(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ) ＜特別介護保健施設 サービス費＞	(一) 介護保健施設サービス費(i) ＜従来型個室＞	要介護1 (684 単位)	要介護2 (728 単位)	要介護3 (788 単位)	要介護4 (839 単位)	要介護5 (889 単位)	要介護1 (756 単位)	要介護2 (803 単位)	要介護3 (862 単位)	要介護4 (912 単位)	要介護5 (964 単位)	1日につき +24単位													
		(二) 介護保健施設サービス費(ii) ＜多床室＞	要介護1 (756 単位)	要介護2 (803 単位)	要介護3 (862 単位)	要介護4 (912 単位)	要介護5 (964 単位)	1日につき +76単位																		
	ロ ユニット型介護保健施設サービス費(1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i) ＜ユニット型個室＞【基本型】	要介護1 (777 単位)	要介護2 (822 単位)	要介護3 (884 単位)	要介護4 (937 単位)	要介護5 (988 単位)	要介護1 (822 単位)	要介護2 (896 単位)	要介護3 (958 単位)	要介護4 (1,014 単位)	要介護5 (1,069 単位)	1日につき +240単位												
			(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 (822 単位)	要介護2 (896 単位)	要介護3 (958 単位)	要介護4 (1,014 単位)	要介護5 (1,069 単位)	1日につき +46単位																	
			(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii) ＜ユニット型個室の多床室＞【基本型】	要介護1 (822 単位)	要介護2 (896 単位)	要介護3 (958 単位)	要介護4 (1,014 単位)	要介護5 (1,069 単位)	1日につき +34単位																	
			(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv) ＜ユニット型個室の多床室＞【在宅強化型】	要介護1 (896 単位)	要介護2 (958 単位)	要介護3 (1,014 単位)	要介護4 (1,069 単位)	1日につき +46単位																		
		(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜療養型老健: 看護職員を配置＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 (885 単位)	要介護2 (966 単位)	要介護3 (1,079 単位)	要介護4 (1,155 単位)	要介護5 (1,229 単位)	要介護1 (966 単位)	要介護2 (1,079 単位)	要介護3 (1,155 単位)	要介護4 (1,229 単位)	要介護5 (1,299 単位)	1日につき +240単位												
			(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) ＜ユニット型個室の多床室＞【療養型】	要介護1 (966 単位)	要介護2 (1,079 単位)	要介護3 (1,155 単位)	要介護4 (1,229 単位)	要介護5 (1,299 単位)	1日につき +76単位																	
(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜療養型老健: 看護オンコール体制＞		(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 (885 単位)	要介護2 (960 単位)	要介護3 (1,053 単位)	要介護4 (1,128 単位)	要介護5 (1,202 単位)	要介護1 (960 単位)	要介護2 (1,053 単位)	要介護3 (1,128 単位)	要介護4 (1,202 単位)	要介護5 (1,272 単位)	1日につき +240単位													
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) ＜ユニット型個室の多床室＞【療養型】	要介護1 (960 単位)	要介護2 (1,053 単位)	要介護3 (1,128 単位)	要介護4 (1,202 単位)	要介護5 (1,272 単位)	1日につき +76単位																		
(4) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ) ＜ユニット型特別介護 保健施設サービス費＞		(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i) ＜ユニット型個室＞	要介護1 (761 単位)	要介護2 (806 単位)	要介護3 (866 単位)	要介護4 (918 単位)	要介護5 (968 単位)	要介護1 (761 単位)	要介護2 (806 単位)	要介護3 (866 単位)	要介護4 (918 単位)	要介護5 (968 単位)	1日につき +24単位													
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii) ＜ユニット型個室の多床室＞	要介護1 (806 単位)	要介護2 (866 単位)	要介護3 (918 単位)	要介護4 (968 単位)	要介護5 (1,018 単位)	1日につき +76単位																		

注 外泊時費用

注 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)

入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定

入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定

注 ターミナルケア加算	(1)死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算)	
		療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)	
	(2)死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算)	
		療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)	
	(3)死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算)	
		療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)	
注 特別療養費			
注 療養体制維持特別加算		イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)	
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)			
ニ 再入所時栄養連携加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として400単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
ホ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(※2)	在宅強化型の場合	(1回につき 450単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にいた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合	(1回につき 450単位を加算)	
ホ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)(※2)	在宅強化型の場合	(1回につき 480単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にいた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
	在宅強化型以外の場合	(1回につき 480単位を加算)	
ヘ 退所時等支援等加算(※2)	(1) 退所時等支援加算	(一) 試行的退所時指導加算 (400単位)	注 入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		(二) 退所時情報提供加算 (500単位)	注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		(三) 退所前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(2) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
ト 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
チ 低栄養リスク改善加算(※2) (1月につき 300単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
リ 経口移行加算(※2) (1日につき 28単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
ヌ 経口維持加算(1月につき)(※2)	(1)経口維持加算(Ⅰ)	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(2)経口維持加算(Ⅱ)	(100単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
ル 口腔衛生管理体制加算(※2) (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ロ 口腔衛生管理加算(※2) (1月につき 90単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
ヲ 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))			
カ 在宅復帰支援機能加算 (療養型老健に限り1日につき 10単位を加算)			
ヨ かかりつけ医連携薬剤調整加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として125単位を加算)			
タ 緊急時施設療養費	(1)緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)	
		療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)	
(2)特定治療			
レ 所定疾患施設療養費(※2)	(1)所定疾患施設療養費(Ⅰ) (1月に1回7日を限度に、1日につき235単位を算定)		
	(2)所定疾患施設療養費(Ⅱ) (1月に1回7日を限度に、1日につき475単位を算定)		
ソ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき3単位を加算)		
	(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき4単位を加算)		
ツ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
	療養型老健の場合	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
ネ 認知症情報提供加算 (1回当り 350単位を加算)			
ナ 地域連携診療計画情報提供加算(※2)	在宅強化型の場合	(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)	
	在宅強化型以外の場合	(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)	
ヲ 褥瘡マネジメント加算(※2) (イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定) (1月につき 10単位を加算(3月に1回を限度))			
ム 排せつ支援加算(※2) (1月につき 100単位を加算)			
ウ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき18単位を加算)	
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき12単位を加算)	
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)	
	(4)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
キ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000)		注 所定単位は、イからウまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×29/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×16/1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)		

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

短期入所療養介護費
介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注															
		疾病を行う職員勤務率を算定しない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超えない場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	乗動のコンピュータ等に配置されていない等コンピュータにおける体制が未整備である場合	夜勤職員配置加算	個別ハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	認知症行動・心理状態緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	重症療養管理加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	利用者に対して受迎を行う場合													
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	a. 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来の個室>【基本型】	要介護1 (753 単位) 要介護2 (798 単位) 要介護3 (859 単位) 要介護4 (931 単位) 要介護5 (962 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+240単位	+76単位	+200単位(7日間を限度)	+90単位(7日間を限度)	+120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位													
		b. 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <在宅強化型>	要介護1 (794 単位) 要介護2 (865 単位) 要介護3 (927 単位) 要介護4 (998 単位) 要介護5 (1038 単位)																									
		c. 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【基本型】	要介護1 (826 単位) 要介護2 (874 単位) 要介護3 (935 単位) 要介護4 (1006 単位) 要介護5 (1039 単位)																									
		d. 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要介護1 (873 単位) 要介護2 (947 単位) 要介護3 (1009 単位) 要介護4 (1080 単位) 要介護5 (1120 単位)																									
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <看護型看護:看護職員を配置>	a. 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来の個室>【看護型】	要介護1 (778 単位) 要介護2 (859 単位) 要介護3 (972 単位) 要介護4 (1048 単位) 要介護5 (1122 単位)																									
		b. 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【看護型】	要介護1 (855 単位) 要介護2 (937 単位) 要介護3 (1051 単位) 要介護4 (1128 単位) 要介護5 (1200 単位)																									
	(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <看護型看護:看護オンコール体制>	a. 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来の個室>【看護型】	要介護1 (778 単位) 要介護2 (853 単位) 要介護3 (946 単位) 要介護4 (1021 単位) 要介護5 (1095 単位)																									
		b. 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【看護型】	要介護1 (855 単位) 要介護2 (931 単位) 要介護3 (1024 単位) 要介護4 (1098 単位) 要介護5 (1173 単位)																									
	(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a. 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来の個室>	要介護1 (753 単位) 要介護2 (783 単位) 要介護3 (843 単位) 要介護4 (904 単位) 要介護5 (944 単位)																									
		b. 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (811 単位) 要介護2 (858 単位) 要介護3 (917 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1019 単位)																									
	(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	a. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】													要介護1 (877 単位) 要介護2 (917 単位) 要介護3 (939 単位) 要介護4 (1013 単位) 要介護5 (1043 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+240単位					1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位
			b. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <在宅強化型>													要介護1 (951 単位) 要介護2 (1013 単位) 要介護3 (1075 単位) 要介護4 (1146 単位) 要介護5 (1174 単位)												
			c. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】													要介護1 (832 単位) 要介護2 (877 単位) 要介護3 (839 単位) 要介護4 (909 単位) 要介護5 (1043 単位)												
			d. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】													要介護1 (877 単位) 要介護2 (951 単位) 要介護3 (1013 単位) 要介護4 (1089 単位) 要介護5 (1124 単位)												
		(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <看護型看護:看護職員を配置>	a. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【看護型】													要介護1 (940 単位) 要介護2 (1021 単位) 要介護3 (1134 単位) 要介護4 (1210 単位) 要介護5 (1284 単位)												
			b. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【看護型】													要介護1 (940 単位) 要介護2 (1021 単位) 要介護3 (1134 単位) 要介護4 (1210 単位) 要介護5 (1284 単位)												
(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <看護型看護:看護オンコール体制>		a. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【看護型】	要介護1 (940 単位) 要介護2 (1015 単位) 要介護3 (1108 単位) 要介護4 (1183 単位) 要介護5 (1257 単位)																									
		b. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【看護型】	要介護1 (940 単位) 要介護2 (1015 単位) 要介護3 (1108 単位) 要介護4 (1183 単位) 要介護5 (1257 単位)																									
(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>		a. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (861 単位) 要介護2 (881 単位) 要介護3 (931 単位) 要介護4 (973 単位) 要介護5 (1023 単位)																									
		b. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (816 単位) 要介護2 (851 単位) 要介護3 (911 単位) 要介護4 (973 単位) 要介護5 (1023 単位)																									
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費		(一) 3週間以上4週間未満	(654 単位)																									
		(二) 4週間以上6週間未満	(905 単位)																									
		(三) 6週間以上8週間未満	(1257 単位)																									
注 特別療養費																												
注 療養体制維持特別加算		(一) 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)																										
		(二) 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)																										
(4) 療養費加算	(1) 1日につき 3単位を加算(1日につき3回を限度)																											
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																											
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																											
(6) 緊急時施設療養費	(一) 療養型看護以外の場合 (1日に1回を限度に、1日につき511単位を算定) 管理																											
	(二) 特定治療 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18単位を加算)																											
(7) サービス提供体制強化加算	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)																											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																											
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 6単位を加算)																											
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×39/1000)																											
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×29/1000)																											
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×16/1000)																											
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/100)																											
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×1090/100)																											
注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計																												
: 「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目																												

介護予防短期入所療養介護
介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注											
		活動を行う職員の数及び入所者の数の合計が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーがユニット毎に記載していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	探動職員配置加算	個別リハビリテーション実施加算	認知症行動・心理定状態緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ) 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	利用者に対して応接を行う場合										
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【標準型】	要支援1 (578 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位									
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要支援2 (719 単位)																	
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【標準型】	要支援1 (611 単位)																	
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要支援2 (813 単位)																	
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <療養型老健>【標準型】	要支援1 (582 単位)																	
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【標準型】	要支援2 (774 単位)																	
		a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【標準型】	要支援1 (582 単位)																	
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【標準型】	要支援2 (774 単位)																	
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【標準型】	要支援1 (619 単位)																	
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【標準型】	要支援2 (774 単位)																	
		a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (566 単位)																	
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (705 単位)																	
	(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【標準型】									要支援1 (621 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位
			b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】									要支援2 (823 単位)								
			c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型個室>【標準型】									要支援1 (621 単位)								
			d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室>【在宅強化型】									要支援2 (778 単位)								
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【標準型】	要支援1 (649 単位)																	
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【標準型】	要支援2 (806 単位)																	
		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【標準型】	要支援1 (649 単位)																	
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【標準型】	要支援2 (806 単位)																	
(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【標準型】	要支援1 (649 単位)																	
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【標準型】	要支援2 (806 単位)																	
		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (609 単位)																	
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要支援2 (762 単位)																	
(四) ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費		a ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (609 単位)																	
		b ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	要支援2 (762 単位)																	
注 特別療養費																				
注 療養体制維持特別加算		(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) (二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)																		
(3) 療養食加算		(1日につき 6単位を加算(1日に3回を限度))																		
(4) 認知症専門ケア加算		(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																		
(5) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)																		
	(二) 特定治療	療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)																		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)																			
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																			
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																			
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																			
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×39/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計																		
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×29/1000)																			
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×16/1000)																			
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(三)の90/100)																			
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(三)の80/100)																			

注：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表〔短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（老健）〕

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等	割引						
22 短期入所療養介護	1 介護老人保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1 基本型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 ユニットのケア体制 1 対応不可 2 対応可 夜勤職員配置加算 1 なし 2 あり 認知症ケア加算 1 なし 2 あり 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ サービス提供体制強化加算 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ							
			夜間勤務条件基準 1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 ユニットのケア体制 1 対応不可 2 対応可 夜勤職員配置加算 1 なし 2 あり 認知症ケア加算 1 なし 2 あり 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ サービス提供体制強化加算 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ							
			5 介護老人保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7 介護老人保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）			夜間勤務条件基準 1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 ユニットのケア体制 1 対応不可 2 対応可 夜勤職員配置加算 1 なし 2 あり リハビリテーション提供体制 1 言語聴覚法 2 精神科作業療法 3 その他 認知症ケア加算 1 なし 2 あり 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 特別療養費加算項目 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 療養体制維持特別加算Ⅰ 1 なし 2 あり 療養体制維持特別加算Ⅱ 1 なし 2 あり 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ サービス提供体制強化加算 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				
						夜間勤務条件基準 1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 ユニットのケア体制 1 対応不可 2 対応可 夜勤職員配置加算 1 なし 2 あり リハビリテーション提供体制 1 言語聴覚法 2 精神科作業療法 3 その他 認知症ケア加算 1 なし 2 あり 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 特別療養費加算項目 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 療養体制維持特別加算Ⅰ 1 なし 2 あり 療養体制維持特別加算Ⅱ 1 なし 2 あり 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ サービス提供体制強化加算 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				
						9 A 介護老人保健施設（Ⅳ） ユニット型介護老人保健施設（Ⅳ）			夜間勤務条件基準 1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 ユニットのケア体制 1 対応不可 2 対応可 夜勤職員配置加算 1 なし 2 あり 認知症ケア加算 1 なし 2 あり 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ サービス提供体制強化加算 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
									夜間勤務条件基準 1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 ユニットのケア体制 1 対応不可 2 対応可 夜勤職員配置加算 1 なし 2 あり 認知症ケア加算 1 なし 2 あり 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ サービス提供体制強化加算 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
									夜間勤務条件基準 1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 ユニットのケア体制 1 対応不可 2 対応可 夜勤職員配置加算 1 なし 2 あり 認知症ケア加算 1 なし 2 あり 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ サービス提供体制強化加算 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
									夜間勤務条件基準 1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 ユニットのケア体制 1 対応不可 2 対応可 夜勤職員配置加算 1 なし 2 あり 認知症ケア加算 1 なし 2 あり 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ サービス提供体制強化加算 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

	<p>1 介護老人保健施設 (I)</p> <p>2 ユニット型介護老人保健施設 (I)</p>	<p>1 基本型 在宅強化型</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>夜勤職員配置加算</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>在宅復帰・在宅療養支援機能加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	
<p>25 介護予防短期入所療養介護</p>	<p>5 介護老人保健施設 (II)</p> <p>6 ユニット型介護老人保健施設 (II)</p> <p>7 介護老人保健施設 (III)</p> <p>8 ユニット型介護老人保健施設 (III)</p>		<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>夜勤職員配置加算</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>特別療養費加算項目</p> <p>療養体制維持特別加算 I</p> <p>療養体制維持特別加算 II</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	
	<p>9 介護老人保健施設 (IV)</p> <p>A ユニット型介護老人保健施設 (IV)</p>		<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>夜勤職員配置加算</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	

備考 1 施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付けてください。

2 人員配置に係る届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙7）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。

（例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養マネジメント体制」…管理栄養士の配置状況、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、「医師の配置」…医師、「精神科医師定期的療養指導」…精神科医師、「夜間勤務条件基準」…夜間勤務を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等

3 「特定診療費加算項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。